

「北限のすだち」ロゴマーク使用管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、山形県（以下「県」という。）が作成した「北限のすだち」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

2 ロゴマークのデザインについては、別記「北限のすだち」ロゴマークマニュアル（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

（使用目的）

第2条 ロゴマークは、山形県庄内地方で生産されたスダチ（以下「庄内産スダチ」という。）を「北限のすだち」としてPRし、他県産のスダチとの差別化を図るため、次条に定める用途に使用することができる。

（用途）

第3条 ロゴマークの用途は、次に掲げるものとする。

- （1）庄内産スダチの出荷又は販売において使用するとき。
- （2）庄内産スダチを原材料の全部又は一部に使用する加工食品において使用するとき。
- （3）庄内産スダチを原材料の全部又は一部に使用する飲食店等での提供において使用するとき。
- （4）前各号までに規定する用途以外の用途で、「北限のすだち」の認知度向上、その他庄内産スダチの振興に資する目的のためロゴマークを使用するとき。

（使用の届出）

第4条 前条第1号から第3号までに規定する用途のためロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ県に対して「北限のすだち」ロゴマーク使用届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

（使用の申請）

第5条 第3条第4号に規定する用途のためロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ県に対して「北限のすだち」ロゴマーク使用申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請手続きを

省略することができる。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用する時
- (2) 県又は地方公共団体が広報の目的で使用する時
- (3) 前各号に掲げるもののほか、県が適当と認める時

(使用承諾)

第6条 県は、前条の規定による申請について、第2条の目的に照らして適正と認めるときは、その使用を承諾し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 県は、前項の承諾を行うに当たり、必要な条件を付することができる。

(使用承諾の制限)

第7条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を承諾しないものとする。

- (1) 第2条の目的から逸脱した使用をする時
- (2) 「北限のすだち」又はロゴマークの信用若しくは品位を損なうおそれがある時
- (3) 次のいずれかに該当する時

イ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる時。

ロ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる時。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる時。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる時。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる時。

- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的として使用する時

- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき
- (6) その他、県がロゴマークの使用を適当でないと認めるとき

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者(第4条の規定による届出を行った者及び第6条の規定による使用承諾を受けた者をいう。以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の目的に沿って使用すること
- (2) マニュアルに定める事項を遵守すること
- (3) ロゴマーク等の使用に関する事故又は苦情等の問題については、使用者の責任において誠実に対応し、必要な措置を講じること
- (4) ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任と負担においてこれを処理すること。

2 使用者は、承諾を受け、又は届け出た事項以外の目的にロゴマークを使用し、又はその使用权を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用に要する経費負担)

第10条 ロゴマークの使用に要する経費は、ロゴマークの使用者が負担するものとする。

(適正使用の確保)

第11条 県は、必要があると認めるときは、使用者からロゴマーク等の使用状況について報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用承諾の取り消し)

第12条 県は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による使用承諾を取り消し、又はロゴマークの使用の中止その他必要な措置を求めることができる。

- (1) マニュアルに反して使用したとき
- (2) ロゴマークを不正に使用したとき
- (3) 偽りその他不正の手段により届出又は申請を行ったとき
- (4) 第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (5) その他「北限のすだち」の信用又はイメージを著しく損なう行為があったとき

2 前項の規定により使用承諾を取り消され、又はロゴマークの使用の中止を求められた者は、直ちにロゴマークの使用を中止しなければならない。

3 県は、第1項の規定により使用承諾を取り消し、又はロゴマークの使用の中止を求めた場合において、必要があると認めるときは、使用者に対し、ロゴマークを使用した物件等の回収、撤去その他必要な措置を求めることができる。

(責任の制限)

第13条 県は、ロゴマークの使用により使用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については県が決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年9月30日から施行する。

「北限のすだち」ロゴマーク使用届出書

山形県庄内総合支庁長 殿

住所（法人・団体の場合は、主たる事業所の所在地）

氏名（法人・団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

「北限のすだち」ロゴマーク使用管理要綱（以下「要綱」という。）の第4条の規定により、下記のとおりロゴマークを使用することを届け出ます。

なお、使用にあたっては要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

使用目的	該当する□に✓を入れてください ☐ （1）山形県庄内地方で生産されたスダチ（以下、「庄内産スダチ」）の出荷・販売 ☐ （2）庄内産スダチを原材料に使用する加工食品の製造・販売 ☐ （3）庄内産スダチを原材料に使用する外食の提供
使用内容	↑上に記載した使用目的に該当する内容を記載ください （1）に該当する場合：主な出荷・販売する施設名（店名） （2）に該当する場合：製造する加工食品の品目、主な販売先 （3）に該当する場合：提供するメニュー名
担当者 連絡先	職・氏名： 電話番号： メール：

【提出先】

山形県庄内総合支庁産業経済部
 地域産業経済課 農産物利用拡大担当
 電話：0235-66-5490

「北限のすだち」ロゴマーク使用申請書

山形県庄内総合支庁長 殿

住所（法人・団体の場合は、主たる事業所の所在地）

氏名（法人・団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

「北限のすだち」ロゴマーク使用管理要綱（以下「要綱」という。）の第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

申請者（法人・団体）の概要	
使用内容 ※品目・イベント名など記載	
使用する形態 ※図案を添付すること	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先	職・氏名： 電話番号： メール：

【提出先】

山形県庄内総合支庁産業経済部
地域産業経済課 農産物利用拡大担当
電話：0235-66-5490